

## ～2025年度 各種支援についてのお知らせ～

主のみ名を賛美いたします。

福音宣教のために、日々ご活躍の事と存じます。いつも連盟の働きを覚え、ご協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

諸教会・伝道所におかれましては、次年度の歩みに向けて活動や予算の検討時期にあるかと存じます。宣教室では「教会・伝道所活動支援費」の予算枠を設け、教会・伝道所の様々な活動に対し、財政的支援を行っています。2025年度については、先般開催された第70回定期総会（2025年2月7～8日）にて決議した予算に基づき執行をしてまいります。

2025年度については「600万円」と予算枠が限られており、引き続き、申請受付の対象項目を限定させていただきますが、伝道プログラム支援については受付項目を増やし、「教会間パートナーシップ伝道費」も対象といたします。通常、伝道プログラム支援は前年度経常献金額が700万円以下の教会を対象としていますが、「教会間パートナーシップ伝道費」については前年度経常献金500万円以下の教会との交流を計画するすべての加盟教会が対象となります。また、今後の新しい「支援制度」の形として諸教会相互の「協働」を目指す段階的な試みとして、2025年度の支援対象項目に加えしました。支援の利用可否や申請手順等、詳細はぜひ宣教室までご相談・お問い合わせください。

1. **教会特別支援**は、5か年の支援期間内にある教会の継続申請のみ受け付けます。  
\*新規募集は休止いたします。
2. **伝道プログラム支援**は、運用上の「種類」全9種のうち、下記の5種のみ受け付けます。  
\*ほか4種の申請は休止いたします。
  - a) 教会「開拓」伝道所活動費（支援上限額 60万円）
  - b) 離島伝道活動費（支援上限額 60万円）
  - c) 教会維持活動費（支援上限額 60万円）
  - d) 教会施設整備費（支援上限額 40万円）
  - e) 教会間パートナーシップ伝道費（支援上限額 15万円）

\*支援の対象：①すべての伝道所

②申請前年度の経常献金（借家借室料を除く）が700万円以下の加盟教会

※「教会間パートナーシップ伝道費」は、500万円以下の教会との交流を計画するすべての加盟教会が対象です。

◎申請締め切り：1次締切 **2025年4月30日（水）**  
2次締切 **2025年9月30日（火）**

※2次締切に向けた申請は、年度内の予算枠や申請件数等により、支援の減額や、申請を受付できない場合もあります。ぜひお早めに、ご相談・ご申請ください。

◎注意事項（必ずご確認ください！）

- ・申請は年度内に1度、1種類1項目までとさせていただきます。
- ・原則として、プログラム実行前、計画段階での相談・申請をお願いしています。特に、物品購入や工事を伴う設備整備の計画で申請する場合は、教会のビジョンや必要を満たす設備を整備する計画を立てていかれるよう、助言をさせていただきたいと考えています。必ず事前に宣教室までご相談ください。

本来であれば、協力伝道の業として、広く多くの教会・伝道所へ利用していただけるよう、規程に加えての制限はすべきでないところ、このような形での運用となりますこと、心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国のひとつひとつの教会・伝道所の上に、主の豊かな恵みと祝福があるようにお祈りいたします。